

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律案 新旧対照条文 目次

- 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）（抄）（附則第二条関係） 1
- 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百一十一号）（抄）（附則第四条関係） 5
- 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）（附則第五条関係） 7
- 復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）（抄）（附則第六条関係） 8

改 正 案	現 行
<p>（財務諸表等の備付け及び閲覧等） 第三十八条の十一 登録証明機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第十六条第二十号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>（電波利用料の徴収等） 第百三条の二 (略)</p> <p>25 24 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>（財務諸表等の備付け及び閲覧等） 第三十八条の十一 登録証明機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第百三条の二第三十七項において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第百十六条第二十号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>（電波利用料の徴収等） 第百三条の二 (略)</p> <p>25 24 (略)</p> <p>26 電波利用料を納付しようとする者は、その電波利用料の額が総務省令で定める金額以下である場合には、納付受託者（第二十七項に規定する納付受託者をいう。次項において同じ。）に納付を委託することができる。</p> <p>27 電波利用料を納付しようとする者が、納付受託者に納付しようとする電波利用料の額に相当する金銭を交付したときは、当該交付した日に当該電波利用料の納付があつたものとみなして、延滞金に関する規定を適用する。</p> <p>27 電波利用料の納付に関する事務（以下この項及び第三十五項において「納付事務」という。）を適正かつ確実に実施することが</p>

(削る)

28| 総務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地その他総務省令で定める事項を公示しなければならない。

(削る)

29| 納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(削る)

30| 総務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(削る)

31| 納付受託者は、第二十五項の規定により電波利用料を納付しようとする者の委託に基づき当該電波利用料の額に相当する金銭の交付を受けたときは、総務省令で定める日までに当該委託を受けた電波利用料を納付しなければならない。

(削る)

32| 納付受託者は、第二十五項の規定により電波利用料を納付しようとする者の委託に基づき当該電波利用料の額に相当する金銭の交付を受けたときは、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨及び交付を受けた年月日を総務大臣に報告しなければならない。

(削る)

33| 納付受託者が第三十一項の電波利用料を同項の総務省令で定める日までに完納しないときは、総務大臣は、国税の保証人に関する徴収の例によりその電波利用料を納付受託者から徴収する。

(削る)

34| 総務大臣は、第三十一項の規定により納付受託者が納付すべき電波利用料については、当該納付受託者に対して国税滞納処分の場合による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該電波利用料に係る第二十五項の規定による委託をした者から徴収することができない。

(削る)

35| 納付受託者は、総務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しな

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

25| (略)

36| なければならない。

37| 総務大臣は、第二十七項から前項までの規定を施行するため必要があるとき、その必要な限度で、総務省令で定めるところにより、納付受託者に対し、報告をさせることができる。

38| 総務大臣は、第二十七項から前項までの規定を施行するため必要があるときは、その必要な限度で、その職員に、納付受託者の事務所に立ち入り、納付受託者の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

39| 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

40| 第三十七項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

41| 総務大臣は、第二十七項の規定による指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一| 第二十七項に規定する指定の要件に該当しなくなつたとき。

二| 第三十二項又は第三十六項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三| 第三十五項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

四| 第三十七項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

42| 総務大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

43| 総務大臣は、電波利用料を納めない者があるときは、督促状によつて、期限を指定して督促しなければならない。

26| (略)

27| 総務大臣は、第二十五項の規定により督促をしたときは、その督促に係る電波利用料の額につき年十四・五パーセントの割合で、納期限の翌日からその納付又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、やむを得ない事情があると認められるとき、その他総務省令で定めるときは、この限りでない。

28| (略)

43| 総務大臣は、前項の規定による督促を受けた者がその指定の期限内までにその督促に係る電波利用料及び次項の規定による延滞金を納めないときは、国税滞納処分例により、これを処分する。この場合における電波利用料及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

44| 総務大臣は、第四十二項の規定により督促をしたときは、その督促に係る電波利用料の額につき年十四・五パーセントの割合で、納期限の翌日からその納付又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、やむを得ない事情があると認められるとき、その他総務省令で定めるときは、この限りでない。

45| 第十七項から前項までに規定するもののほか、電波利用料の納付の手續その他電波利用料の納付について必要な事項は、総務省令で定める。

○ 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百一十一号）（抄）（附則第四条関係）
（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第三十四条 前条の規定の適用がある場合における電波法第四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第十五条、第二十七條の二、第二十七條の十八第一項、第三十八條の七第三項及び第四項、第三十八條の二十第二項、第三十八條の二十一第三項、第三十八條の二十二第二項、第三十八條の二十三第二項、第三十八條の二十八第二項、第三十八條の三十第四項、第三十八條の四十四第三項、第七章、第九十九條の二並びに第百三條の二第十三項及び第二十項から第二十八項までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、同法第四条第二号中「第三十八條の三十一第四項において準用する場合」とあるのは「第三十八條の三十一第四項において準用する場合及び特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百一十一号。以下「相互承認実施法」という。）第三十三條第一項の規定により読み替えて適用される場合」と、「第三十八條の三十一第六項において準用する場合」とあるのは「第三十八條の三十一第六項において準用する場合及び相互承認実施法第三十三條第二項の規定により適用される場合」と、同法第三十八條の三十一第四項において準用する場合及び相互承認実施法第三十三條第一項の規定により読み替えて適用される場合」と、「第三十八條の三十一第六項において準用する場合」とあるのは「第三十八條の三十一第六項において準用する場合及び相互承認実施法第三十三條第二項の規定により適用される場合」と、同法第百三條の二第十三項中「第三十八條の二十六（外国取扱業者に適用される場合を除く。）」とあるのは「第三十八條の二十</p>	<p>第三十四条 前条の規定の適用がある場合における電波法第四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第十五条、第二十七條の二、第二十七條の十八第一項、第三十八條の七第三項及び第四項、第三十八條の二十第二項、第三十八條の二十一第三項、第三十八條の二十二第二項、第三十八條の二十三第二項、第三十八條の二十八第二項、第三十八條の三十第四項、第三十八條の四十四第三項、第七章、第九十九條の二並びに第百三條の二第十三項及び第二十項から第四十五項までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、同法第四条第二号中「第三十八條の三十一第四項において準用する場合」とあるのは「第三十八條の三十一第四項において準用する場合及び特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百一十一号。以下「相互承認実施法」という。）第三十三條第一項の規定により読み替えて適用される場合」と、「第三十八條の三十一第六項において準用する場合」とあるのは「第三十八條の三十一第六項において準用する場合及び相互承認実施法第三十三條第二項の規定により適用される場合」と、同法第三十八條の三十一第四項において準用する場合及び相互承認実施法第三十三條第一項の規定により読み替えて適用される場合」と、「第三十八條の三十一第六項において準用する場合」とあるのは「第三十八條の三十一第六項において準用する場合及び相互承認実施法第三十三條第二項の規定により適用される場合」と、同法第百三條の二第十三項中「第三十八條の二十六（外国取扱業者に適用される場合を除く。）」とあるのは「第三十八條の二十</p>

六（外国取扱業者に適用される場合を除く。）、「相互承認実施法第三十三条第二項の規定により適用される第三十八条の二十六（外国取扱業者に適用される場合を除く。）」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

六（外国取扱業者に適用される場合を除く。）、「相互承認実施法第三十三条第二項の規定により適用される第三十八条の二十六（外国取扱業者に適用される場合を除く。）」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

改 正 案	現 行
<p>（歳入及び歳出） 第二百十三条（略）</p> <p>2 自動車検査登録勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 道路運送車両法第百二条第一項第一号から第四号まで、第七号、第八号又は第十号から第十二号までに掲げる者の同項の手数料、同条第二項に規定する者の同項及び同条第三項の手数料並びに同条第四項各号に掲げる者の同項の手数料（独立行政法人自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会に納めるものを除く。）のうち、同条第五項ただし書、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）<u>第六条第五項並びに情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第号）</u>第三条第一項及び第四条の規定によるもの</p> <p>ハクト（略）</p> <p>二（略）</p>	<p>（歳入及び歳出） 第二百十三条（略）</p> <p>2 自動車検査登録勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 道路運送車両法第百二条第一項第一号から第四号まで、第七号、第八号又は第十号から第十二号までに掲げる者の同項の手数料、同条第二項に規定する者の同項及び同条第三項の手数料並びに同条第四項各号に掲げる者の同項の手数料（独立行政法人自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会に納めるものを除く。）のうち、同条第五項ただし書及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）<u>第六条第五項の規定による手数料</u></p> <p>ハクト（略）</p> <p>二（略）</p>

